

# 令和2年度 高野町 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業の実施状況及び効果検証シート

No	交付対象事業の名称	所管	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	A					実施内容	実績及び成果 (可能な限り定量的な数値で表示)	評価・検証・課題等
						総事業費	B 国庫補助額	C コロナ交付金 充当額	D 起債額	E その他			
合計						424,747	0	272,546	0	152,201			
1	事業継続化給付金	観光振興課	<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の継続が困難となっている事業所に対し、事業を継続させていくための経済的支援を行う。</p> <p>② 国の持続化給付金の支給対象となった事業所に対し、国の給付額と同額を上限として上乗せ給付する。 県の事業継続支援金の支給対象となった事業者に対し、法人2,000千円、個人1,000千円を上限として給付する。</p> <p>③ 町内事業所</p>	R2.5.8	R3.1.31	318,001	0	207,546	0	110,455	<p>受付期間：R2.8.3～R2.11.30</p> <p>【要綱第2条第1号に該当するもの】 国の持続化給付金の支給対象となった事業所に対し、国の給付額と同額を上限として上乗せ給付。 個人139件、法人44件</p> <p>【要綱第2条第2号に該当するもの】 県の事業継続支援金の支給対象となった事業者に対し、法人2,000千円、個人1,000千円を上限として給付。 個人0件、法人49件</p>	<p>給付実績</p> <p>法人 93件 184,126千円 うち第1号 44件 87,736千円 うち第2号 49件 96,390千円</p> <p>個人 139件 133,875千円 すべて第1号</p> <p>対象事業者の事業継続率 100% (令和3年6月1日 現在) ※経営難以外の理由での廃業を除く</p>	<p>【評価・検証】 第1号(国の持続化給付金対象事業者)の対象とならなかった宿坊寺院等を第2号(県の事業継続支援金対象事業者)事業者として捕捉し、給付を行ったことで事業継続率100%を達成した。(R3.6.1現在、経営者死亡、営業免許はく奪による廃業の2件は除く)</p> <p><b>以上のことから、事業目的に対する効果は十分得られたと考えられる。</b></p> <p>【課題と対応】 引き続き、町内の主要な事業形態である宿坊寺院が支援の対象となるよう、国に対して理解を求めていく必要がある。</p>
2	観光事業者緊急支援補助金	観光振興課	<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、町内観光関連事業者が行った下記対策に対して必要となった経費を補助する。</p> <p>1.安心安全のための取り組み 2.危機状況を乗り越える取り組み 3.事業継続のための取り組み</p> <p>② 上記取り組みを行った観光事業者に対し、1事業所あたり300千円を上限に補助</p> <p>③ 町内観光関連事業所(宿坊、飲食店、土産物店 等)</p>	R2.5.8	R3.3.31	49,914	0	30,000	0	19,914	<p>受付期間：R2.6.1～R3.2.26</p> <p>コロナ対策の取り組みを行った観光事業者に対し、1事業所あたり300千円を上限に補助</p>	<p>186事業所に対し49,914千円を補助</p> <p>対象事業所における クラスター発生件数 0件 事業継続率 100% ※経営難以外の理由での廃業を除く (いずれも令和3年6月1日 現在)</p>	<p>【評価・検証】 ① 安全性の確保対策について 安全性確保の取り組みに対し補助を行った事業所のうち、現時点でクラスターが発生した案件は確認できなかった。</p> <p>② 事業の継続対策について 補助を行った事業者の現時点での事業継続率は100%(R3.6.1現在、経営者死亡に伴う廃業1件を除く)であった。</p> <p><b>以上のことから、事業目的に対する効果は十分得られたと考えられる。</b></p> <p>【課題と対応】 クラスターには至らなかったが、外部からの訪問者から感染したと思われるケースが発生したことから、引き続き感染防止対策が必要と考えられる。</p>
3	水道料金等無償化事業	生活環境課 富貴支所	<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、困窮する世帯、事業所に対し、簡素な仕組みで迅速かつ的確に支援を行うため、5～7月の3か月分の水道料金を減免する。</p> <p>② 水道料金、下水道使用料等の減免に係る費用。</p> <p>③ 上水道、簡易水道、下水道、生活排水処理、農業集落排水の各利用世帯および事業所</p>	R2.5.1	R2.9.8	46,882	0	30,000	0	16,882	<p>実施期間：令和2年5月～7月の3か月間</p> <p>上水道、簡易水道、下水道、生活排水処理、農業集落排水の使用料、料金等を減免</p>	<p>5～7月の3か月分の水道料金等を減免した件数と金額</p> <p>上水道 1,427件 20,595千円 簡易水道 205件 2,061千円 下水道 1,172件 21,686千円 生活排水処理 148件 2,044千円 農業集落排水 36件 496千円</p> <p>全世帯を対象としたアンケートにおいて7割超(74.3%)が事業を評価すると回答。(アンケートを送付した1,609世帯のうち回答のあった1,159世帯中861世帯が事業内容を評価)</p>	<p>【評価・検証】 人口に占める減免対象者(給水人口及び水洗設置済み人口)の比率は水道が87.1%、下水が88.9%であり、対象外の世帯を1割以上含む全世帯を対象としたアンケートで74.3%の支持を得たことから、事業に対する満足度は非常に高かったと判断できる。</p> <p><b>以上のことから、事業目的に対する効果は十分得られたと考えられる。</b></p> <p>【課題と対応】 ・対象者によって減免額に差があり、公平性に欠ける。 ・減免の対象にならない世帯に対して何らかの代替施策が必要と考えられる。 ・アンケートではマスク配布事業の59.3%を上回る60.7%が同様の事業の継続を希望していた。 ⇒ 3号補正(R2.7.8専決)で無償化代替給付金(1世帯10千円)を予算化、減免の対象とならなかった106世帯に給付した。 ⇒ 事業所と一般家庭の減免額のバランスや非対象世帯への対応も課題となっているため、現在、無償化に代わる新しい経済支援策を検討中。</p>
4	使い捨てマスクの無償配布事業	福祉保健課	<p>① 品不足で入手困難となっている使い捨てマスクを配布することで、住民が安心して生活できる環境を整える。</p> <p>② 1箱50枚入りの使い捨てマスクを1人1箱配布</p> <p>③ 全住民</p>	R2.4.1	R2.8.13	9,950	0	5,000	0	4,950	<p>R2.4.9 マスク50枚入り 3,000箱を発注 @3,015円×3,000個×1.1=9,949,500円 R2.4.10 マスク引換券を発送 R2.4.20 マスク引き換えの開始 R2.7.31 マスク引き換え終了</p> <p>使い捨てマスク(50枚入り)を1人1箱、希望する全住民に配布</p>	<p>基準日(令和2年4月5日)現在の住民2,942人に対しマスク引き換え券を送付。 令和2年7月31日までに引き換えに訪れた2,892人に対しマスク1箱(50枚入り)の配布を行った。 未配布のマスク108箱については集団検診、災害時等の備蓄用として使用。</p> <p>全世帯を対象としたアンケートにおいて9割超(90.5%)が事業を評価すると回答。(アンケートを送付した1,609世帯のうち回答のあった1,159世帯中1,049世帯が事業内容を評価)</p>	<p>【評価・検証】 事業を開始した令和2年4月当時、入手困難であり価格も高騰していた不織布のマスクを、必要十分な数量を確保し配布することができたことで、住民が安心して生活できる環境を整えることができたと考えられる。 また住民に対するアンケートでも9割以上の方が評価すると回答があったことから、事業に対する満足度は非常に高かったと判断することができる。</p> <p><b>以上のことから、事業目的に対する効果は十分得られたと考えられる。</b></p> <p>【課題と対応】 第1波に対応した緊急配布は完了したが、コロナウイルスの流行が収束するまで継続した対応が必要と考えられる。(アンケートでも59.3%が同様の支援の継続を希望していた。) ⇒3号補正(R2.7.8専決)により第2波に備えるマスク配布事業を単独で予算化、2回目の無償配布を実施した。</p>